

群監第 30214-5 号
令和 8 年 9 月 8 日

群馬県知事 山 本 一 太 様

群馬県監査委員	石 原 栄 一
同	平 田 稔
同	金 子 渡
同	秋 山 健太郎

令和 7 年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度群馬県内部統制評価報告書について審査した結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度群馬県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

群馬県知事（以下「知事」という。）が作成した令和 7 年度群馬県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかを主眼に、次の観点から審査を行った。

（１）評価手続に係る審査

- ア 評価範囲とした内部統制対象事務について網羅的に評価されているか。
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか。

（２）評価結果に係る審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- イ 整備上の重大な不備がある場合、評価基準日までに是正されたか。

3 審査の実施内容

（１）審査の対象となる内部統制の評価範囲

- ア 財務に関する事務
- イ 個人情報保護に関する事務
- ウ 公文書管理に関する事務
- エ 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務

（２）審査の実施方法

令和 7 年度群馬県内部統制評価報告書について、知事から報告を受け、群馬県監査委員監査基準（令和 2 年群馬県監査委員告示第 1 号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。令和 6 年 3 月改定）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行った。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係部局等に資料の提出及び説明を求めるとともに、監査等によって得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度群馬県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、相当である。

5 審査の意見

評価報告書によると、評価対象期間における内部統制の不備は、前年度と比べて整備上の不備は増加しており、運用上の不備は横ばいの状況となっている。

内部統制制度が導入されてから6年が経過し、制度の定着が図られている一方で、依然として不備が多数確認されている。県民から信頼される行政運営を確立するため、次の事項に留意の上、引き続き内部統制制度の充実に向けた不断の見直しや着実な取組を行い、より実効性のある制度となるよう努められたい。

(※) 令和7年度群馬県内部統制評価報告書【附属資料】から

整備上の不備 令和7年度 25件（うち重大な不備0件）

令和6年度 18件（うち重大な不備0件）

運用上の不備 令和7年度 141件（うち重大な不備24件）

令和6年度 142件（うち重大な不備26件）

(1) 不備の発生防止の徹底について

県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせた運用上の「重大な不備」については、財務に関する事務における不備が5件、個人情報保護に関する事務における不備が19件、計24件であり、前年度の26件を下回った。しかしながら、「国庫金の申請誤りや請求漏れによる歳入不足」、「支払い遅延」などが連続して発生していることから、発生原因の分析を踏まえた実効性のある再発防止策を全庁的に徹底し、同種事案の未然防止に取り組まれたい。

重大な不備には該当しなかった運用上の不備については、「調定の失念又は額の誤り」「支出金額の誤り」などが多く見られた。チェック体制の不備（確認不足、ケアレスミス）に起因するものが多く、前年度と同様の不備も散見されている。職員の一層の意識醸成を図るとともにチェック体制を更に強化するなど効果的な再発防止策が強く望まれる。その際には、デジタル技術の活用等によりチェック機能の強化を図り、事務処理誤りの未然防止に向けた取組も検討されたい。

整備上の不備については、重大な不備の該当はなかったが、25件と前年度の18件から増加している。整備上の不備は運用上の不備につながることになるため、リスク対応策を確実に実施されたい。

また、個人情報保護に関する事務については、重大な不備に該当する件数が前年と同程度であり、前年同様の不備も多かった。個人情報の取扱いについては、安全管理に万全の注意を払う必要があり、特に大量の個人情報や要配慮個人情報等の秘匿性の高い個人情報を取扱う所属においては、より厳格な管理が求められるところである。

個人情報への漏えいは、県行政に対する県民の信頼を大きく損なうおそれがあることから、職員の一層の意識啓発を含め効果的な未然防止策を講じられたい。

(2) 部局におけるリスクマネジメントの強化について

内部統制を有効に機能させるためには、組織や職員一人ひとりが、内部統制への理解を深め、主体的に取り組むことが不可欠であるが、そのためにも、「内部統制責任者（部局長）」や「内部統制推進員（所属長）」によるリスクマネジメントが重要となる。

「内部統制責任者」である部局長や「内部統制推進員」である所属長は、部局内の不備はもちろんのこと、全庁で発生した内部統制の不備や、個別リスク対応策の整備状況等についても情報共有を図るなど、よりリーダーシップを発揮されることが望まれる。

また、内部統制推進部局は、全部局に対し情報の提供、共有のほか誰もが理解しやすいマニュアル等の整備や研修等の開催などにより、内部統制の適切な整備・運用に努められたい。

(3) その他

監査で留意改善事項が認められた所属の中には、自己評価による不備の把握が必ずしも十分でない事例も見受けられた。各所属においては、発生した不備を漏れなく把握した上で、適切に自己評価を行うとともに、それに基づく再発防止策を講じることが強く望まれる。

また、監査の結果、リスク一覧に記載されていない留意改善事項も認められたことから、今後もリスクの見直しによる制度の改善を図られたい。その他、県ではキャッシュレス化の推進や電子契約サービスの導入等新たな取組も始まっており、これまで想定されていないリスクが今後発生することも考えられる。今後、新たな取組に見合ったリスクの管理など予防的な対策の強化を図り、内部統制制度の実効性の向上に取り組まれたい。

参考資料

1 部局別不備の状況

部局別	整備状況							運用状況							監査の状況(※)						
	R7年度			R6年度			R7-R6	R7年度			R6年度			R7-R6	R7年度			R6年度			R7-R6
	共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		指摘 事項	注意 事項	合計	指摘 事項	注意 事項	合計	
知事戦略部	2		2		1	1	1	3		3	1	1	2	1		1	1			0	1
総務部	4	1	5	4		4	1	15	2	17	10	1	11	6	2		2		1	1	1
地域創生部	1		1	2		2	▲1	12		12	10		10	2	1	2	3			0	3
生活こども部	2	3	5	3		3	2	9	6	15	22		22	▲7	1	1	2			0	2
健康福祉部	4		4			0	4	24		24	26	2	28	▲4	3	4	7			0	7
環境森林部	1		1		1	1	0	10	1	11	10	1	11	0			0	1	1	2	▲2
農政部	4		4	2		2	2	24		24	27	1	28	▲4	3	4	7	2	3	5	2
産業経済部	1		1			0	1	14		14	4		4	10	1		1	1		1	0
県土整備部	1	1	2	4	1	5	▲3	19	1	20	21	1	22	▲2	1	4	5	3	4	7	▲2
会計局			0			0	0	1		1	2	2	4	▲3			0			0	0
知事部局 計	20	5	25	15	3	18	7	131	10	141	133	9	142	▲1	12	16	28	7	9	16	12

※内部統制で不備があり改善されたものについては、原則として監査では指摘及び注意としていない。（内部統制制度の対象となっていない企業局、病院局、議会及び各種委員会は除く）

2 内容別不備の状況

内容別	整備状況							運用状況							監査の状況(※)						
	R7年度			R6年度			R7-R6	R7年度			R6年度			R7-R6	R7年度			R6年度			R7-R6
	共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		指摘 事項	注意 事項	合計	指摘 事項	注意 事項	合計	
総則	1		1			0	1	2		2	1		1	1			0			0	0
収入	4	1	5	1	2	3	2	33	5	38	17	3	20	18	9	5	14	3	2	5	9
証紙	1		1			0	1	5		5	3		3	2			0			0	0
支出	5	1	6	8		8	▲2	37	2	39	46		46	▲7	2	5	7	2	1	3	4
歳計外現金			0	1		1	▲1	3		3	3		3	0			0			0	0
契約	1	1	2			0	2	7	1	8	6	2	8	0	1	2	3	1	1	2	1
財産	1		1	1		1	0	3		3	3		3	0			0			0	0
物品	1		1			0	1	5		5			0	5		4	4			0	4
財務 その他		2	2	1	1	2	0	3	2	5	6	1	7	▲2			0	1	5	6	▲6
個人情報保護	4		4	3		3	1	29		29	42	3	45	▲16							
公文書管理	2		2			0	2	4		4	6		6	▲2							
合計	20	5	25	15	3	18	7	131	10	141	133	9	142	▲1	12	16	28	7	9	16	12

3 定期監査等における指摘事項等の状況

監査結果	件数	内 容
指摘事項 (適正を欠くと認められ、改善を要するもの)	12 件	○収入（9 件） ・自動販売機の電気料算定において、計量法で定める有効期間を超過した子メーター 1 台を使用していたもの（総務部 2 件） ・自動販売機の電気料算定において、計量法で定める有効期間を超過した子メーター 1 台を使用していたもの（地域創生部 1 件） ・自動販売機の電気料算定において、計量法で定める有効期間を超過した子メーター 1 台を使用していたもの ・揮発性有機化合物連続測定機器設置の電気料算定において、財産有効活用課長への事前協議を行わずに特殊な算定方法を用いて電気料が過少となっていたもの（健康福祉部 2 件） ・令和 5 年度農山漁村地域整備交付金において、繰越予定分を含めて過大請求した結果、繰越が認められず国庫金の歳入不足を生じさせたもの ・決裁責任者の決裁を受けずに関東農政局に実績報告書を提出したもの ・自動販売機の電気料算定において、計量法で定める有効期間を超過した子メーター 1 台を使用していたもの（農政部 3 件） ・試験室等の電気料算定において、計量法で定める有効期間を超過した子メーター 5 台を使用していたもの（産業経済部 1 件） ○支出（2 件） ・補助金について、補助金の交付対象とならない経費を含めて額の確定を行ったため、過大交付となっていたもの（生活こども部 1 件） ・会計年度任用職員に係る令和 2 年 6 月期から令和 6 年 1 2 月期までの期末勤勉手当について、令和 7 年 7 月に支払ったもの（健康福祉部 1 件） ○契約（1 件） ・ガソリンに係る単価契約について、決裁責任者の決裁を受けずに契約締結していたもの（県土整備部 1 件）

注意事項 (軽易な誤りがあり、改善を要するもの)	16 件	○収入（５件） ・県有財産賃貸借契約における貸付料の算定にあたり、土地の地目を誤り、徴収した貸付料が過大及び過少となっていたもの ・土地使用料について、納入通知書の発行が遅延したもの (健康福祉部 2 件) ・アジサイ優良種苗供給及びイチゴ原原苗譲渡にあたり、調定が遅延したもの (農政部 1 件) ・売電収入の調定が遅延していたもの ・二重に納付された道路占用料について、過納金の還付を行っていなかったもの (県土整備部 2 件) ○支出（５件） ・産業廃棄物収集・運搬及び処分委託において、契約単価を誤り過大に支出したもの (生活こども部 1 件) ・会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、過少に支給していたもの ・資金前渡された災害等緊急経費について、精算を行っていなかったもの (健康福祉部 2 件) ・会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当について、過少に支給していたもの ・資金前渡された社会参加費について、精算を行っていなかったもの (農政部 2 件) ○契約（２件） ・随意契約によることができる予定価格の限度額を超えて契約していたもの ・契約変更で減額となったが、前払金の超過額の返還又は協議を行っていなかったもの (県土整備部 2 件) ○物品（４件） ・備品管理台帳に記載されている備品 16 件について、不用の決定をせずに廃棄していたもの (戦略企画部 1 件) ・備品 91 件を備品管理台帳への記録及び備品整理票等による物品の表示を行っておらず、物品管理換通知書を作成せずに備品 50 件を移し換えていたもの ・備品 1 件を不用の決定をせずに廃棄していたもの また、購入した備品 1 件を備品管理台帳に記録等をしていなかったもの (地域創生部 2 件) ・備品 14 件について現物を確認することができなかったもの（農政部 1 件）
-------------------------------------	-------------	--